

令和7年度

鎌ヶ谷市

コミュニティビジネス事業・ベンチャービジネス事業補助金



補助金の上限

 $1/2$

50万円

補助金の上限

3/4

100万円

実績報告会 を
開催します

・市商工観光課(445-1240)まで

詳細は裏面へ

子育て・福祉・環境等の地域課題を従来にない新たな仕組み・手法によりビジネスとして解決する事業です。



市の商工業の発展に寄与する地域資源を活用した新商品や独創的な新製品・新技術などを開発・提供する事業です。



対象者

対象者	主な補助要件
市内で新サービスを開始しようとする個人	・市内に1年以上居住していること ・市税を滞納していないこと
市内で新サービスを開始して1年未満の個人、法人又はその他の団体	・個人の場合 ⇒市内に1年以上居住していること ・法人又は団体の場合 ⇒代表者が市内に1年以上居住していること ・市税を滞納していないこと
市内で新サービス以外の業務を1年以上継続して営んでいる個人、法人又はその他の団体	・市税を滞納していないこと

補助対象経費

事業所開設等の経費	新改装費及び備品費
	使用料及び賃借料
	設立登記費用
事業の促進に要する経費	謝金
	原材料費
	委託料及び外注費
	広告宣伝費
	印刷製本費
	消耗品費
	資格及び知的財産権取得に要する経費

申込み

《 問い合わせ 》 鎌ヶ谷市役所商工観光課 TEL:047-445-1240

申請書等の必要書類を商工観光課窓口へ。

※要項・様式のダウンロードは、市ホームページ <https://www.city.kamagaya.chiba.jp/jigyosha/syoutokoushinkou/comven.html> 又は二次元バーコードからお願いします(機種によっては、バーコードを読み取れない場合があります。)

